

令和6年度 交通遺児等奨学生(大学)募集要項(予約募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、保護者等が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等に対して奨学金の貸与を行う。

2 募集人員，貸与月額

募集人員（予定）	区 分		貸与月額（予定）
若干名	大 学	国 公 立	51,000円
		私 立	64,000円

(注) 日本学生支援機構の奨学金との重複貸与はできない。

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、大学、短期大学(専修学校（２年以上の専門課程に限る。）を含む。)(以下「大学等」という。)の卒業までの正規の修学期間とする。
 - (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
 - (3) 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合(単身赴任を除く。)は、貸与を取り消す。
- (注) 専修学校（２年以上の専門課程に限る。）は、入学時期・卒業（修了）時期が、明確に定められている学科とする。
- ※ 随時、入学や卒業を認めている学科は対象とならない。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 保護者等が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等
- (2) 令和6年4月大学等に進学しようとする者
- (注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等、文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とする。

5 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は **別紙** を参照)

6 推薦基準

第5項の「応募基準」を満たす者で、

- (1) **学力**
鹿児島県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の各学年ごとの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、５段階評定でそれぞれ**3.0程度以上**あること。
- (2) **人物**
次のア～ウの各号に該当する者
ア 途中で学業を放棄することがないと見込まれる者
イ 学習活動、その他生活全般を通じて態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

7 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、大学等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、原則、半年賦で返還しなければならない。※ 別表参照
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
 - ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【別表】交通遺児等奨学金半年賦返還額一覧表

進学予定先		貸与月額	正規修業期間の貸与総額	返還回数	半年賦返還額※2
短大※1 (2年)	国公立	51,000円	1,224,000円	25回	50,000円
	私立	64,000円	1,536,000円	28回	55,000円
大学 (4年)	国公立	51,000円	2,448,000円	38回	65,000円
	私立	64,000円	3,072,000円	40回	76,800円

※注1 短大については、専修学校(2年以上の専門課程に限る。)も含む。

※注2 全額又は一部繰上返還をすることが可能

8 提出書類等

- (1) 申請者が、在学する、又は卒業した高等学校等へ提出するもの

提出期限 各高等学校等が定めた日 厳守

- ア 交通遺児等奨学金（大学）貸与申請書（予約募集） 第1号様式
 - ※ 交通事故の発生日時・内容等を詳細に記入すること。（「記入上の注意」を参照）
- イ 父母等の所得に関する証明書等（別紙Ⅴを参照）
- ウ 交通事故証明書（原本）（例：自動車安全運転センターが発行するもの等）
- エ 令和6年度交通遺児等奨学生（大学）予約募集申請用チェックシート
- オ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証明する書類
 - ※ 別紙Ⅱを参照（以下の表は抜粋）

事 由	必 要 な 書 類
障害のある人（1級～3級）のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式2）及び領収書（写し）※申請時から過去1年分
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式3）及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し）及び被害額を証明する書類

- (2) 学校が作成するもの

- ア 調査書（別紙様式1（参考様式））
 - ※ 大学入学者選抜等に提出する、学校作成の様式で可
- イ 奨学金貸与申請者一覧（別紙様式5）

9 推薦の手続

学校長は、生徒から提出された申請書類等を審査の上、第4項から第6項までの資格・基準を満たす者について、必要書類を添付して推薦すること。

10 応募期限

令和5年10月5日（木）必着

11 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

12 採用候補者の認定及び通知

令和5年12月中旬までに採用候補者を認定し、学校長に通知する。

13 採用決定までの手続について

令和6年4月に「在学証明書」及び「奨学金振込口座届」が提出された後、当財団から採用候補者宛てに「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、当財団への提出を確認後、正式に採用決定し、奨学金を交付する。

決められた期日までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消す。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一、第二連帯保証人が必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

Tel 099-286-5244

Fax 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>